

**障害のある方に
日常生活用具を給付します**

身体障害者の日常生活の利便性向上をめざし、市では日常生活用具を給付します。

■日常生活用具の種類

○肢体不自由
特殊寝台・マット、移動用リフト、入浴介助用具など

○視覚障害

盲人用体温計、盲人用体重計、視覚障害者用ポータブルレコーダーなど

○聴覚障害

聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置など

○膀胱・直腸機能障害

ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）など

○呼吸機能障害

たん吸引器など

■自己負担

原則として1割負担（世帯の課税状況によって、上限額が決まっています）

■注意事項

給付される用具は、障害の種類、程度、家族構成などによって、給付要件が定められています。また、障害の状況によっては、希望されたものと異なる場合があります。

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL 0897-152-1214

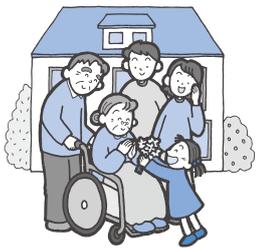
○各総合支所市民福祉課
福祉係

**障害者福祉について
考えましょう**

毎年12月3日～9日は障害者基本法で定められた「障害者福祉週間」です。

障害のある方々が、家庭や住み慣れた地域で支えられながら、安心して快適な生活が送れるような環境を整えることが求められています。障害者の方々と接するときには、勇気を出して「何かお手伝いできることはないでしょうか」の愛の一声運動を推進するとともに、温かい手を差し伸べましょう。家庭では、障害者福祉について話し合みましょう。

**12月3日～9日は
障害者福祉週間**



**家庭用消火器の廃棄の際は
消火器店にご相談を！**

家庭用の消火器はほとんどが「粉末消火器」ですが、消火薬剤の有効期限は5年とされています。

本体容器の耐用年数は設置場所で異なりますが、正しい維持管理をした場合で8年～10年とされています。

耐用年数を経過した消火器は、速やかに新しいものと交換してください。また、消火器は高压容器ですので、「可燃物」として廃棄することはできません。廃棄の際は、消火器を購入された店舗か電話帳の「消防設備」の欄に記載されている消火器店に相談してみてください。なお、処理は有料となります。

【悪質な業者にご注意を！】

消防本部では、消火器の販売・点検などのあつせんは、一切していません。信頼のける業者で、消火器の購入・点検を行いましょ。

一般住宅には消火器の設置義務はありません。共同住宅では建物に対しての設置義務はありますが、各住戸に設置義務はありません。

**住宅用火災警報器を設置
しましょう**

市の条例によって、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日までに、火災警報器の設置が義務付けられています。

皆さんの生命と財産を守るためにも、まだ設置されていないご家庭では、ぜひ早めに取り付けてください。

自動火災報知設備が設置されていない集合住宅にも設置

■問合せ

消防本部予防課 予防係
TEL 0897-156-0251



することが必要です。賃貸住宅の場合は、家主さんと相談してください。

火災のない明るい新年を迎えましょう

市では、12月20日(土)から1月10日(土)まで「年末年始における特別火災予防運動」を行い、明るい新年を迎えられるように、広報や警戒巡視などで火災予防を呼びかけています。

この時期は空気が乾燥し、季節風が強いなどの悪条件が重なって、大きな火災が発生しやすい気象状態が続きます。また、年末年始の忙しさに気をとられて火に対する注意がおろそかになりがちなこと、この時期に火災が多発する原因となっています。一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い絆と強い連帯感のもと、安心・安全な地域社会をつくるため、火災のない明るく住みよいまちづくりを築きましょう。



**「火のしまつ
君がしなくて
誰がする」**

平成20年度全国統一防火標語

12月20日(土)～1月10日(土) 年末年始特別火災予防運動